第７章　株式の発行
第１節　払込みによる株式の発行
　更生２社は、以下のとおり、新たに払込みを受けて、募集株式を発行する。
第１　マツオインターナショナル
１　募集株式の内容
（１）募集株式の種類
　　普通株式
（２）募集株式の数
　　２００株
（３）払込金額
　　１株につき金５万円
（４）払込金額の総額
　　金１０００万円
２　資本金の額及び資本準備金の額の増加額
（１）増加する資本金
　　金１０００万円
（２）増加する資本準備金
　　金０円
３　払込期日
　更生計画認可決定日とする。
４　募集株式の割当の方法
　管財人は、裁判所の許可を得て、管財人の指定する者に割り当てる。
５　募集事項の変更
　管財人は、裁判所の許可を得て、前記１ないし３の内容について変更することができる。
第２　松尾産業
１　募集株式の内容
（１）募集株式の種類
　　普通株式
（２）募集株式の数
　　１株
（３）払込金額
　　１株につき金１万円
（４）払込金額の総額
　　金１万円
２　資本金の額及び資本準備金の額の増加額
（１）増加する資本金
　　金１万円
（２）増加する資本準備金
　　金０円
３　払込期日
　更生計画認可決定日とする。
４　募集株式の割当の方法
　前記１の募集株式は、次のとおり割り当てる。割当てを受けた者は当該株式を譲渡等処分する際には裁判所の許可を得なければならない。
　　マツオインターナショナル　１株
５　募集事項の変更
　管財人は、裁判所の許可を得て、前記１ないし３の内容について変更することができる。
第２節　募集株式の追加発行
第１　発行可能株式数
　合併会社は、裁判所の許可を得て、第１０章による変更後の定款第６条に定める「発行可能株式総数」に満つるまで、株式を発行することができる。この場合における募集事項の決定は、株主総会の特別決議を経ることなく、管財人が行う。
第２　発行可能株式数の変更
　合併会社は、裁判所の許可を得て、発行する株式の総数についての変更後の定款第６条を更に変更した上、本節第１の定めを超える株式を発行することができる。この場合における定款変更は、株主総会の特別決議を経ることなく、管財人が行う。
第３節　配当の制限
　更生手続中は、株主に対する配当を行わない。
第４節　譲渡制限株式の譲渡承認
　合併会社の取締役会は、更生手続中、会社法第１３６条又は同第１３７条の規定による譲渡の承認請求があった場合は承認をするか否かの決定について、会社法第１４０条第４項の指定買取人の指定をする場合はその指定について、それぞれ管財人の同意を得なければならない。
第８章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
　更生担保権及び更生債権の弁済資金の調達方法は、システムソフトからの借入金及び営業収益金等によるものとする。
第２節　予想超過収益金の使途
　本更生計画遂行中に、収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び事業上必要な設備投資に使用する。
第３節　共益債権とその弁済方法
第１　支払済共益債権
　更生手続開始決定日から基準日までに支払済みの共益債権額は、別表１０「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、マツオインターナショナルが総額4,928,336,296円、松尾産業が総額216,435,179円である。
第２　未払共益債権
　基準日現在の未払共益債権は、別表１０「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、マツオインターナショナルが総額711,957,304円、松尾産業が総額65,498,448円である。
第３　共益債権の弁済方法等
　本節第２記載の未払共益債権及び基準日以降更生手続終結までに生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。
　ただし、更生２社相互間の共益債権は合併によって消滅する。
第４節　少額更生債権等の弁済
　更生２社が、会社更生法第４７条第５項の規定により、裁判所の許可を得て弁済した少額更生債権はない。
第９章　担保権等に関する措置（省略）
第１０章　定款の変更
　マツオインターナショナルは、更生計画認可決定日に、定款を別表１６記載のとおり変更する。
　管財人は、裁判所の許可を得て、マツオインターナショナル及び合併会社の定款を更に変更することができる。
第１１章　役員等の選任
第１節　役員等の選任
　更生２社の現役員は、更生計画認可決定日をもってすべて退任する。更生２社の代表取締役、取締役及び監査役は、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。
第２節　役員等の任期
　本章第１節により選任された取締役の任期は、更生計画認可決定日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
　本章第１節により選任された監査役の任期は、更生計画認可決定日から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第３節　役員等の変更、補充又は増員
　本章第２節の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任又は選定する。
　変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は、前任者の残任期間と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員等の残任期間と同一期間とする。
第４節　役員等の報酬
　本章第１節の役員等の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人がこれを定める。
第１２章　　その他の必要的記載事項（省略）
別表１乃至１６（省略）
大阪地方裁判所第６民事部

船舶所有者等責任制限手続開始

令和８年（船）第１号

岩手県釜石市只越町二丁目６番２０号
申立人　株式会社山元
１　責任制限手続開始決定の年月日時　令和８年１０月３０日午前１０時
２　責任制限手続開始決定の主文　別紙１記載の船舶に係る別紙２記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
３　供託命令に基づき締結された供託委任契約の一定の額の金銭である⑴、⑵及び⑶の金銭の総額
　⑴　３億２３５４万６１９０円
　⑵　⑴に対する事故発生の日である令和８年５月２１日から供託委任契約締結の届出日である令和８年１０月８日まで事故発生の日における法定利率である年３パーセントの割合により算定した金銭
　⑶　⑴及び⑵の合計額に対する責任制限手続開始の決定の日である令和８年１０月３０日から供託の日まで供託金に付される利息の利率と同一の率により算定した金銭
４　管理人
　東京都千代田区麹町４－３－２９
　ＶＯＲＴ紀尾井坂３階雨宮総合法津事務所
　弁護士　雨宮　正啓
５　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
　申立人　株式会社山元　別紙１記載の船舶の所有者
６　制限債権の届出期間　令和９年１月１９日まで
７　制限債権の調査期日　令和９年３月１８日午後２時００分
８　申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を上記６の届出期間内に届け出なければならない。
　　盛岡地方裁判所第２民事部